

第5章 みどりの配置方針

- 5-1. みどりの役割からみた配置の考え方
- 5-2. 総合的なみどりの配置方針

第5章 みどりの配置方針

5-1. みどりの役割からみた配置の考え方

P. 21～27のみどりの資源、P. 44～49の課題をふまえ、みどりの役割からみた配置方針を次のように設定します。

(1) 生物生息環境を育むみどりの配置方針（生物多様性を回復し保全する）

本市の生物生態系の特性をふまえ、生物多様性の確保に資するみどりの保全・再生・創出により、エコロジカル・ネットワークの形成を目指します。

○生物関連情報の収集・蓄積・データ化

- ・種の保管理等への活用を図るため、保全・再生の基本となる生物生息状況の実態把握、関連する情報の収集・蓄積とデータベース化の検討を行います。

○既存緑地の保全、適切な管理、分断化等の防止

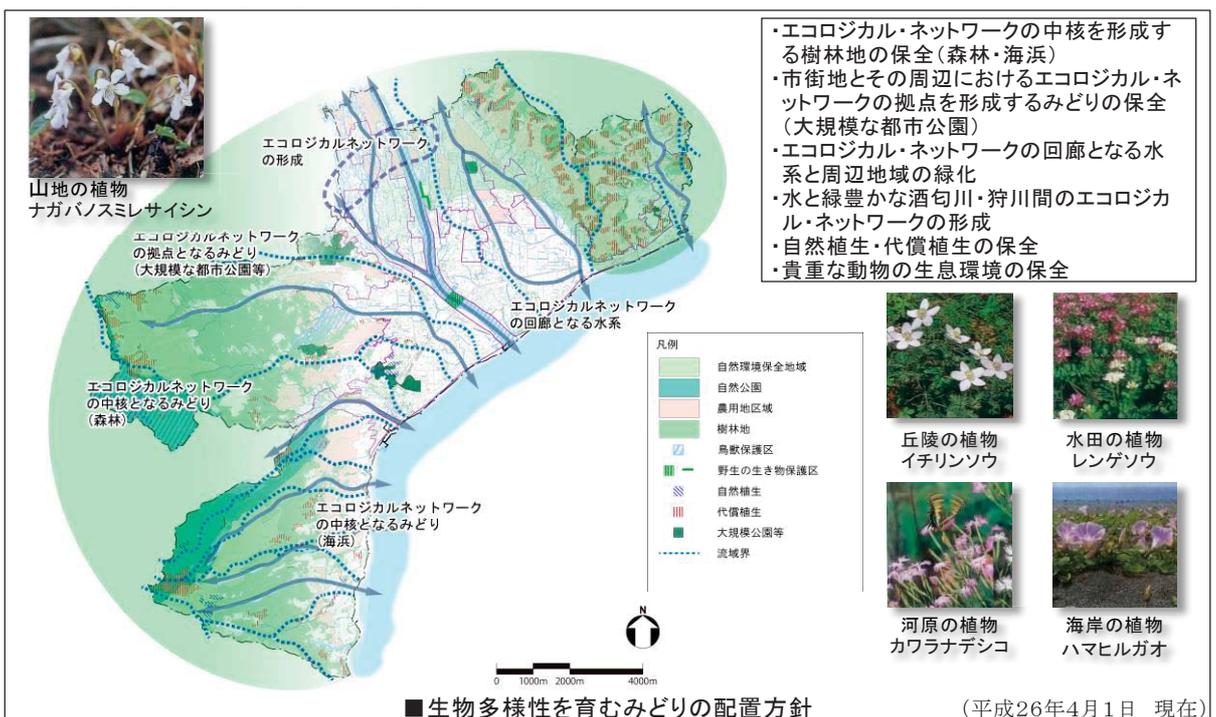
- ・法令等に基づき確保されている緑地制度等の維持を図ります。
- ・既存樹林地や河川環境等の適切な管理を行い、生物生息環境の質の向上と生物多様性の向上を図ります。また、まとまった規模をもつ緑地を保全し、縮小、分断化の防止を図ります。

○市街地における生物生息環境の確保

- ・大規模な都市公園等において、生物の分布域の保全、拡大に配慮した整備等を検討します。
- ・市街地において生物の生息生育に対して安定した環境を維持するため、都市公園や緑地等の整備および管理、民有地の緑化等を図ります。

○普及・啓発の推進

- ・生物多様性の意味や重要性の普及、生物生息環境に配慮する意識・行動の浸透、外来生物対策等の啓発を行います。



(2) 歴史的文化的な資源と一体のみどりの配置方針 (歴史・文化を守る)

歴史的文化的な資源と一体的なみどりの保全・継承を図るとともに、ウォーキングタウンおだわらの散策コースを活用したみどりのネットワークの形成を図ります。

○本市を代表する歴史的文化的な遺産と一体となった緑地

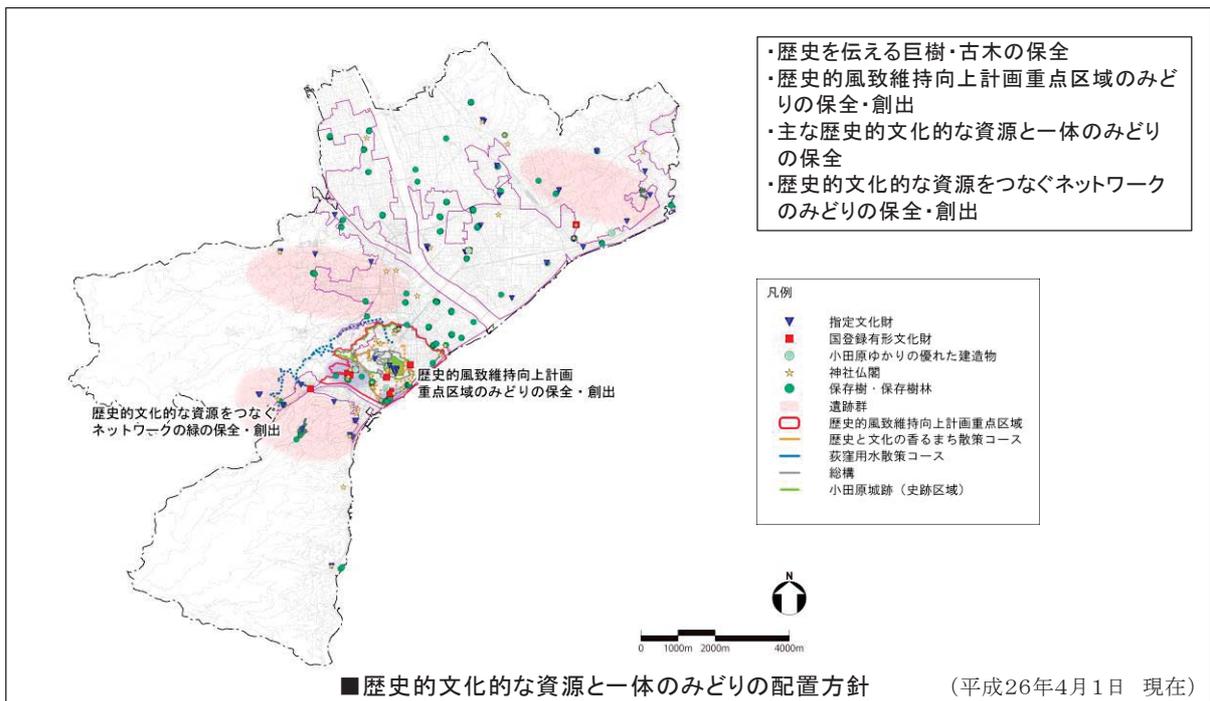
- ・面的な広がりをもつ早川の石垣山一夜城と本市中心市街地に位置する小田原城総構のエリアに関わる都市公園や緑地は、指定文化財の保存と連携し、適正なみどりの管理、活用を図ります。

○市民協働による邸園等の保全・継承とみどりのまち並みの形成

- ・邸園等の資源価値の維持・向上を図るとともに、その存在をまちづくりに生かし、地域住民との協働によりみどり豊かなまち並みの形成を図ります。

○身近な歴史的文化的な資源に関する普及・啓発

- ・郊外の久野の古墳や田島の横穴墓（よこあなぼ）、市街地を中心とする巨樹・古木や小田原用水や荻窪用水などの水路遺構の保全・継承に対する市民の関心を高めるため、これらの資源の存在や市の歴史とつながる重要性等について周知を図ります。



(3) 交流・体験・学習など豊かな生活を提供するみどりの配置方針

(健康・レクリエーションの場を提供する)

市民の身近な場所での日常的なレクリエーション活動から、週末などの森や田園での自然とのふれあい活動の場の充実を図るとともに、まちあるきを楽しめる豊かなみどりを形成します。

○観光客も親しめる潤い、賑わいのあるまち並みの形成

- ・小田原城や邸園群など、歴史的文化的な資源の価値を高めるようなみどりの良好な維持・管理、また観賞価値の高いみどりの形成に取り組みます。

○自然とのふれあいの場の保全・活用

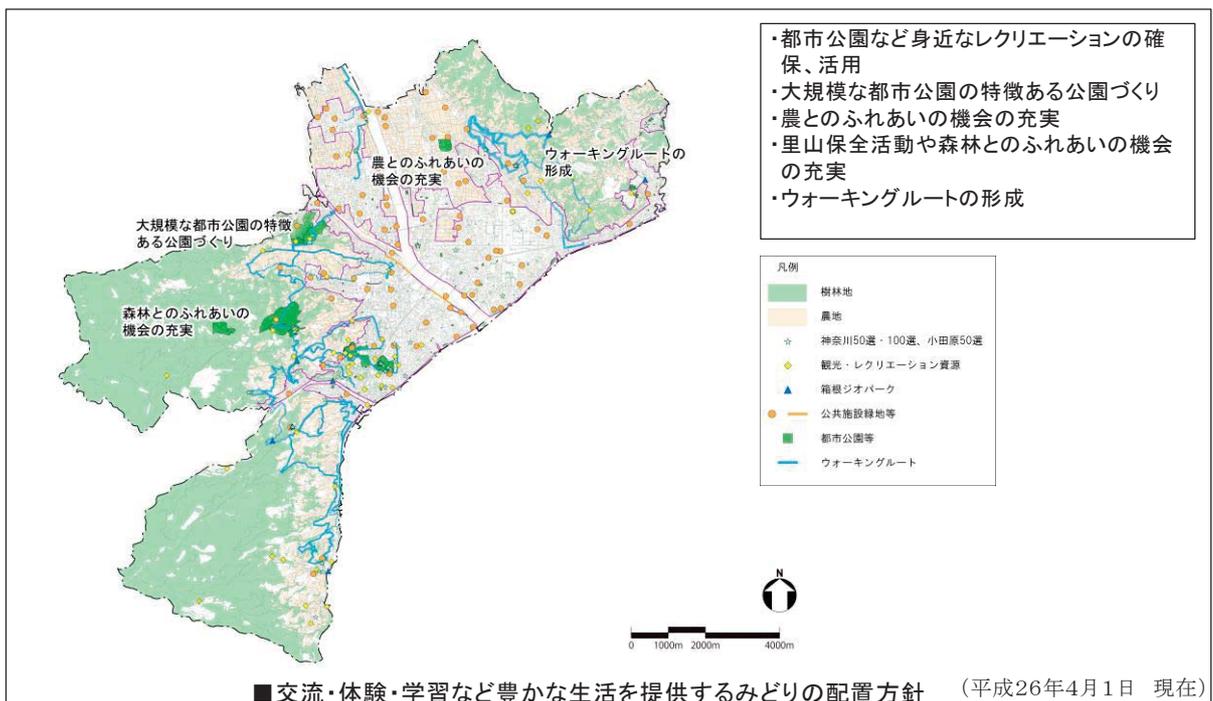
- ・林業や農業によって維持されている森林や農地の保全と市民の理解を深めるため、自然観察や体験学習など都市住民との交流の推進、森林や農地の機能と存在の重要性、それらを維持する仕組み等について普及・啓発を行います。

○日常的なレクリエーションの場の充実

- ・大規模な都市公園を市民の活動拠点として活用を図るとともに、歩いて行ける身近な場所に都市公園を確保します。
- ・身近な公園や公共的な広場・緑地が近くにない公園未充足地区については、既存ストックや生産緑地地区等の活用により都市公園の新規整備を図り、公園空白地の解消に努めます。既存の公園やそれに代わるレクリエーション機能を有した施設(広場や緑地など)の配置状況、地域における人口減少などの社会情勢等を考慮して、均衡ある公園の配置に努めていきます。

○花みどりの学び・楽しみの機会の充実

- ・花にちなむさまざまな祭りの継続・充実を図るほか、観賞するだけでなく市民自ら花やみどりの育成を楽しみ、花の名所おだわらにふさわしい花とみどりのまちづくりにつながるよう、ガーデニング等の普及・啓発に努めます。



(4) 都市景観を形成するみどりの配置方針 (景観を守り形成する)

自然と調和する景観、地域の個性を生かした景観、中心市街地の風格ある景観等、みどりのまち並みの形成によりみどりのネットワークを形成し、みどりの豊かさを実感できるまち並みを形成します。

○都市景観の基盤をなす森林・農地等に調和する景観の形成

- ・本市の外周に広がる山並みの自然景観、山地・丘陵のエッジが形成するみどりのスカイラインは、現在運用している法や条例に基づく適正な管理等により、みどりの保全・景観の形成を図ります。

○各地域の優れた景観を形成するみどり

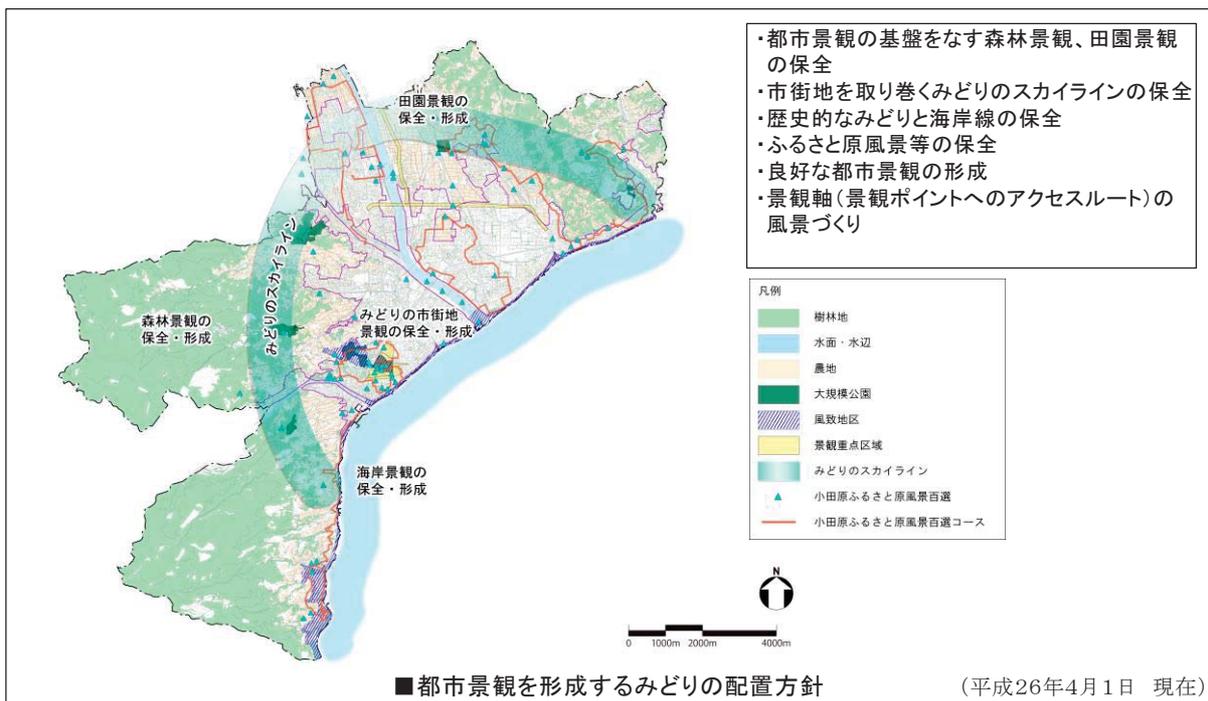
- ・地域のランドマークとなる巨木、里山、水田、果樹園、歴史ある社寺のみどりや住宅地周囲の斜面林、住まいの間を流れる水路、海岸線や酒匂川沿いに残る松林などによる、優れた景観を各地域の個性として維持・保全します。

○市街地におけるみどりのまち並みづくり

- ・街路樹の良好な育成・管理、立地等を踏まえた見直しにより、道路景観の向上を図ります。また、多くの市民が利用する公共施設において、市民の緑化意識を高める緑地空間を極力確保します。
- ・市民や来街者の目に入りやすい主要観光施設にアクセスするメインストリートは、まちあるきを楽しめるよう、街路樹や沿道の公共施設の緑化と併せ、市民、企業等と連携し接道部の緑化や緑陰を取り入れた休憩スペースなどによるみどり豊かな景観の形成を図ります。

○景観計画との調和

- ・豊かな自然環境と調和する景観、歴史的文化的な資源を活用した風格ある景観、地域の活性化を促進する魅力的な景観の形成を図ります。



(5) まちを支えるなりわいのみどりの配置方針

(生産基盤であり多面的な機能を発揮する)

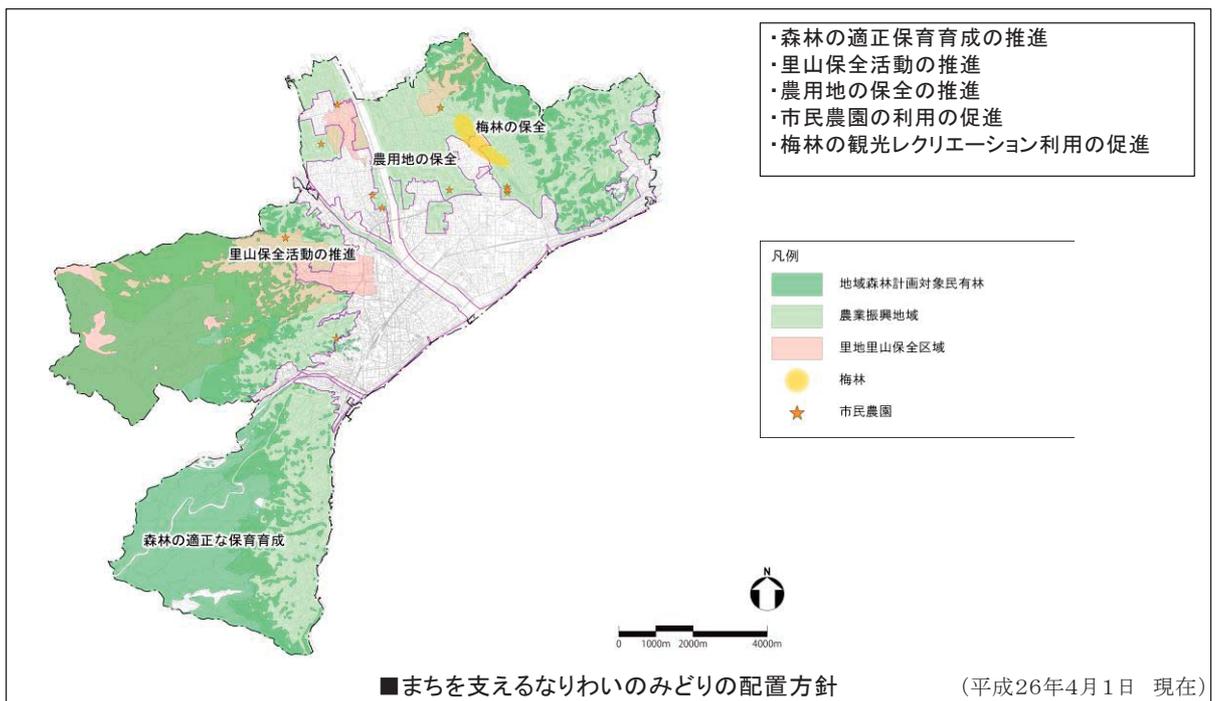
森林所有者、農地所有者および関係団体と連携して、森林の健全な育成と農地の保全に努めるとともに、市民による森林保全活動や農業体験等の推進を目指します。

○森林の適正な保育管理の推進

- ・小田原市森林整備計画書等に基づき、市、森林組合、森林所有者等が一体となって計画的に間伐、保育等の川上の森林整備・保全を推進するとともに、川中、川下については、地域に根差した小田原ならではの森林・林業・木材産業の再生に取り組みます。
- ・森林が有する多面的な機能を十分発揮できるよう、森林の健全な管理育成を推進します。
- ・地域や市民による森林整備・保全活動も活発に行われるようになってきており、これらの取り組みの支援を図ります。

○農地の保全の推進

- ・農業振興地域整備計画等に基づき、農業生産基盤の整備および違反転用の防止や遊休農地の解消など、農地の保全に取り組みます。
- ・農地の保全のためには、市民全体の農業への理解の促進が欠かせないことから、地産地消や食育の推進に加え、関係団体と連携して子どもたちをはじめとする市民の農業体験の機会の提供など、農業者と都市住民との交流の推進を図ります。



(6) 都市環境の負荷を和らげるみどりの配置方針 (都市環境を維持・改善する)

面的に広がる森林や農地の保全、山と海の間で大気の流れを利用する大きな環境づくりと併せて、市街地におけるきめ細かなみどりの保全・創出により、都市環境の負荷を軽減するみどりのネットワークの形成を図ります。

○地球温暖化防止に資する基盤のみどりの保全

- ・温室効果ガスの吸収源となる森林の役割の周知に努めるとともに、既存制度や事業により水源林の再生・保全、市民協働による里山管理等を推進します。

○市街地における都市環境の緩和

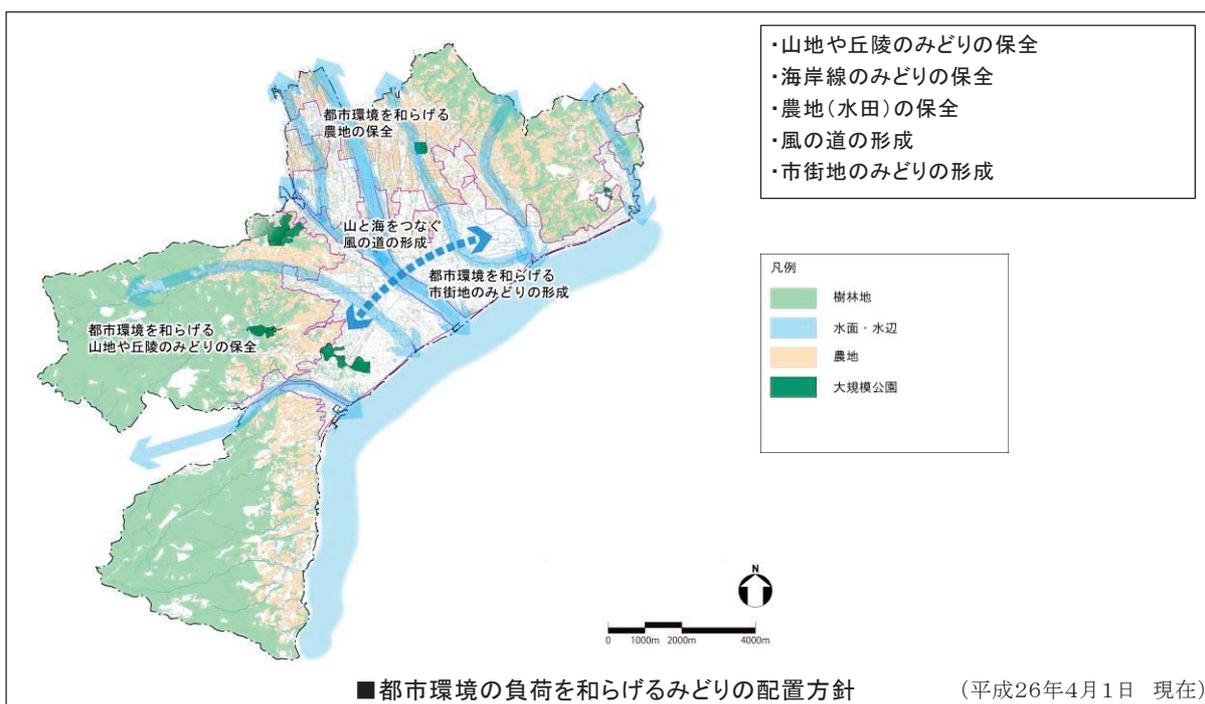
- ・山林と海岸を結び市街地を通る河川や道路に冷涼な空気を呼び込む風の道の形成や市街地の気温上昇を抑える農地の役割など、関連施策と連携し、山や海の冷涼な空気を市街地に呼び込む都市構造や緑地の配置の検討を行います。

○身近な生活環境を快適にするみどり

- ・大気浄化、騒音緩和等に資する市街地内の既存樹林の維持・保全および道路緑化ほか公共施設の緑化、工場敷地における緩衝となる緑地等の既存のみどりの維持・保全、住宅地における民有地緑化の推進を図ります。

○民有地緑化の推進

- ・低炭素都市づくりのための建築の構造や設備等と併せ、生垣や庭木などみどりによる断熱効果や通風の確保、道路からの放射熱の抑制、地表面温度上昇の抑制など物理的なみどりの効果について普及を図るとともに、みどり豊かな家づくりがまち並みを形成することによりまち全体の環境価値・資産価値の向上につながるなどについて周知を図ります。



■都市環境の負荷を和らげるみどりの配置方針

(平成26年4月1日 現在)

(7) 都市生活の安全を高めるみどりの配置方針 (都市災害を防ぎ軽減する)

大規模地震等に伴う火災、集中豪雨等に伴う土砂災害を防止、緩和するみどりの保全・再生・創出を図ります。市民の避難を想定したみどりとオープンスペースのネットワークの形成を図ります。

○都市公園の防災性能の強化

- ・地域防災計画に位置づけられている都市公園をはじめ、必要に応じ防火植栽の充実など防災性能の強化を図ります。

○樹木の防災機能に着目した市街地の緑化

- ・一時避難場所に指定している公園などの公共施設は、防火植栽等の緑化の充実を図ります。
- ・道路、河川の周辺地域の緑化を誘導し、市街地の防災性能の向上を図ります。
- ・建築物の敷地は、火災の延焼防止に効果を発揮する接道緑化を推進します。

○農地の保全への理解

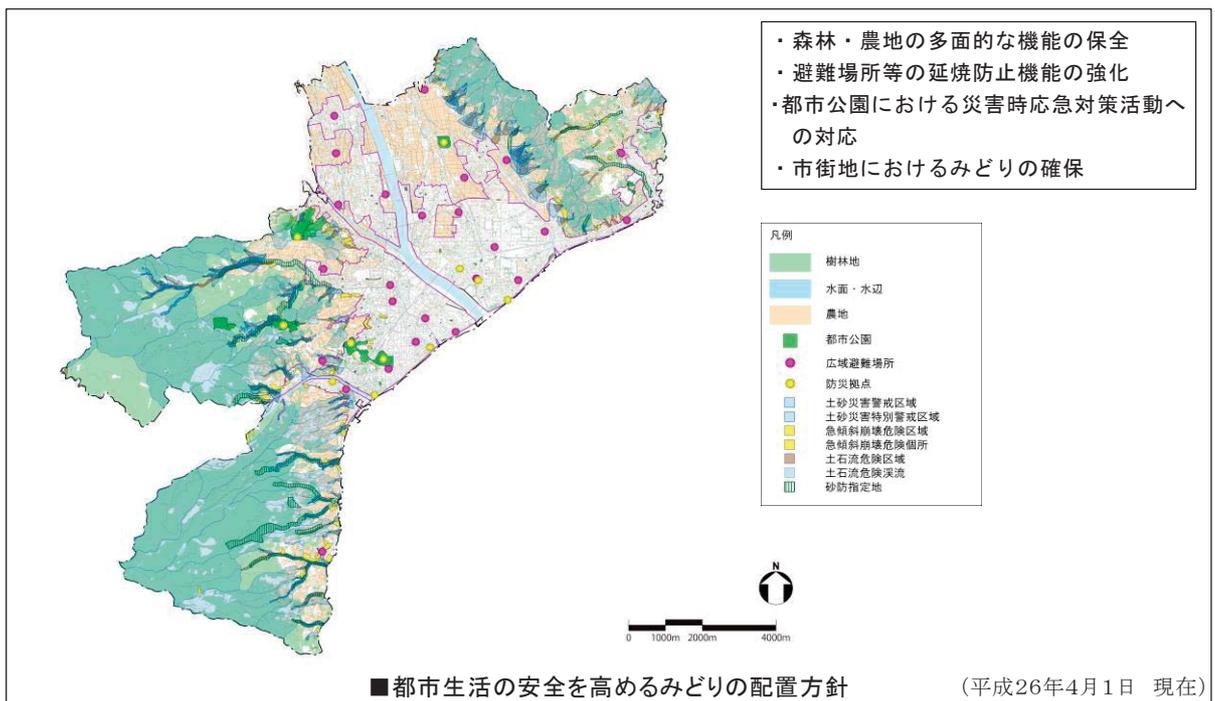
- ・市街地内の農地については、延焼防止等のオープンスペースとしての保全を図るとともに、農地の多面的な機能について普及を図ります。

○樹林地の保全と適正管理

- ・既存制度や事業を継承し、森林の健全な育成を図るとともに、災害に強い二次林への転換を検討します。

○みどりに関する防災意識の普及

- ・防災におけるみどりの効果やみどりを活かした災害に強いまちづくりへの可能性について普及を図ります。



5-2. 総合的なみどりの配置方針

本市のみどりについて、その役割をふまえ、総合的なみどりの配置方針を次のとおりとします。

○都市の基盤となるみどりの継承

- ・都市のさまざまな活動を支える最も基本となる社会資本の一つとして、「みどり」の存在は欠かせません。本市を取り囲む山地の森、田園に広がる農地、前面の海を都市の基盤となるみどりと位置づけ、生物生息空間や都市環境の負荷の軽減、レクリエーションの場など、森や農地の多面的な機能を発揮できるよう保全・活用し、継承を図ります。

○「都市の基盤となるみどり」をつなぐみどりの継承

- ・酒匂川、早川などの河川は、森から里、里から海と広域的なみどりを貫き環境を支える骨格であり、生物の移動空間や風の道ともなり、開放的な景観を有し親水空間等としてまちを潤す重要な存在です。これらの水辺と一体となったみどりを保全・活用し、継承を図ります。

○みどりのスカイラインの保全

- ・都市計画マスタープランに位置づけられている「緑と文化の軸」上に位置する大規模な都市公園や森林、農地は、まちを囲むみどりのスカイライン（稜線のみどりにより形づくられている、空を背にして見える輪郭の線）を形成しています。大規模な都市公園は、計画的な再整備や民間活力の導入等による公園サービスの向上により良好な空間として維持し、森林や農地は、地域森林計画対象民有林や農用地区域など、地域制緑地として法や条例に基づき保全を図りながら、継承を図ります。

○潤いを生むみどりを豊かにするエリア（市街化区域）

- ・市街化区域は、保存樹・保存樹林等の既存のみどりを守るとともに、公共施設や民有地の緑化推進、身近な都市公園の整備・再整備などにより、みどり豊かな住宅地を形成するとともに、大規模な商業施設や工業地等では、みどりの協定の維持、新規締結等によりみどりの確保を図ります。
- ・また都市公園の整備水準が低い地区において、優先的な公園の確保を図ります。

○賑わいを生むみどりを豊かにするエリア（緑化重点地区）

- ・本市の玄関口である小田原駅周辺を中心とする総構のエリアと板橋地区一帯は、市を代表する歴史的文化的な資源や商業施設が集積しており、来街者や観光客が多い地区でもあります。市民等との協働により歴史的文化的な資源と一体となったみどりを守るとともに、小田原の都市ブランドの向上に寄与する質の高いみどりの空間の創出を図ります。

○みどりの景観形成エリア

- ・賑わいのみどりを豊かにする地区において、その外縁に位置する本町、南町から板橋地区にかけては特にいわゆる邸園と呼ばれる明治以降の歴史的な建造物と一体となったみどりが点在しています。市民等との協働により、建造物に加え、その価値を高める周囲のみどりの保全・継承を図ります。

○エコロジカル・ネットワーク形成エリア

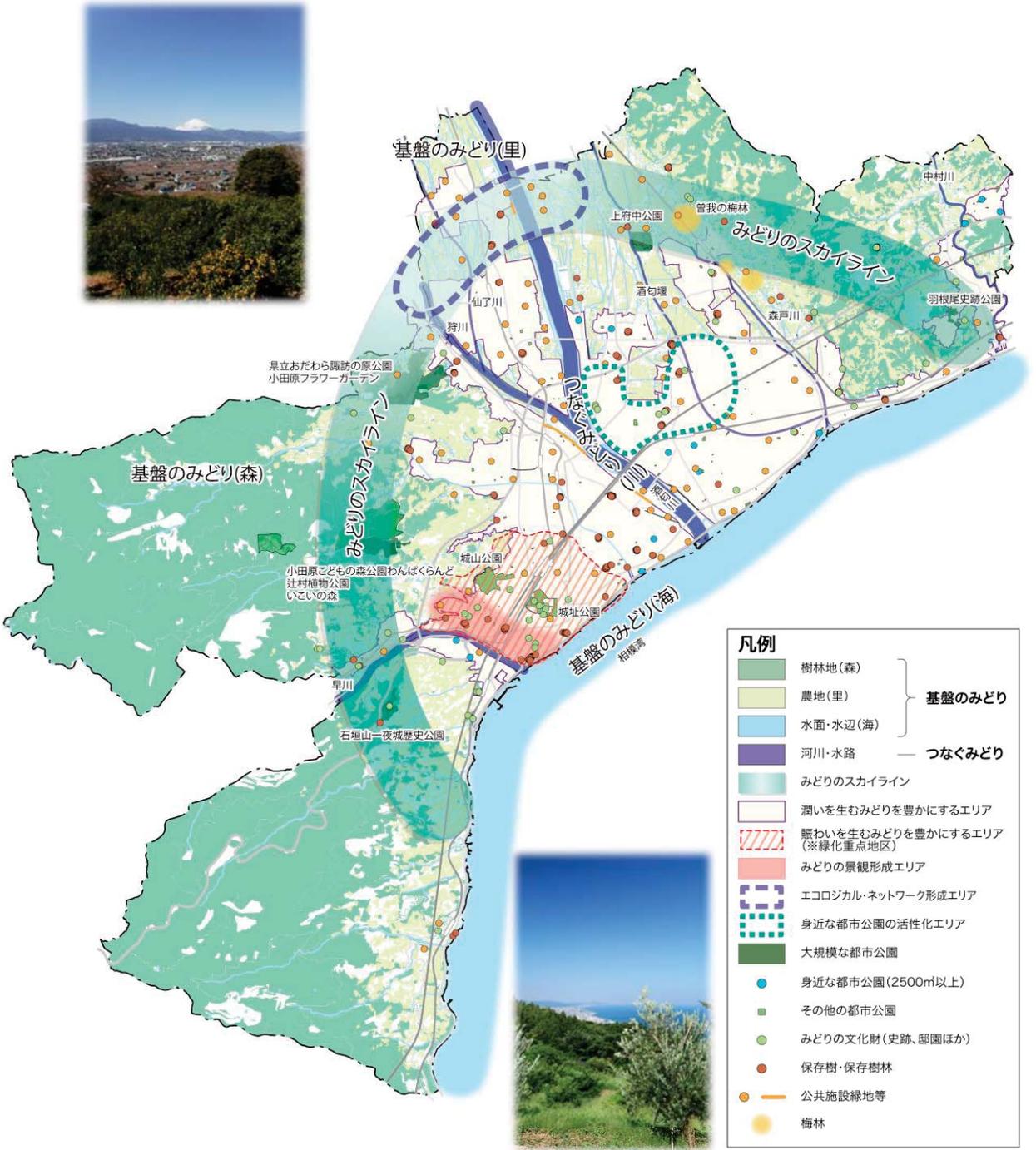
- ・みどりのスカイラインと酒匂川～狩川が交わる地区は、水田が広がる水と緑の豊かなエリアで、野生の生き物保護区（メダカ）が指定されているほか、コアジサシの営巣が確認されています。陸域と水域をつなぐエコロジカル・ネットワークの形成を図るエリアと位置づけ、生物生息環境の維持活動などを通して、地域の特色である水田や水路網、社寺林等の保全、民有地緑化の推進を図ります。

○身近な都市公園の活性化エリア

- ・最も身近なレクリエーションの場として、また地域コミュニティの拠点等として、公園未充足地区における公園空白地の解消に向け、公園用地の確保、市民との協働による整備および管理運営を推進し、均衡ある公園配置を図ります。



市街地を囲むみどりのスカイラインのイメージ写真(市営蛸田住宅より撮影 平成28年2月)



■ 総合的なみどりの配置方針

(平成26年4月1日現在)